

知広事第1610号

令和7年（2025年）10月16日

指定介護保険事業所 管理者 様

知多北部広域連合長 花 田 勝 重

（公 印 省 略）

カスタマーハラスメント対策研修について（通知）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年増加傾向にあるカスタマーハラスメントについて、国はカスタマーハラスメント対策の強化を労働施策総合推進法に盛り込み、法律の公布日（令和7年（2025年）6月11日）から1年6か月以内に施行する予定を公表しました。

つきましては、法改正を含むカスタマーハラスメント対策研修を下記のとおり開催しますので、当該研修に参加を希望する事業所はお申し込み（先着順）ください。

また、本年度行った研修において、申し込みをしたにもかかわらず、当日参加をしなかった事業所が複数ありました。申し込みをした事業所は、計画的に参加していただきますようお願いいたします。

記

1 内容

カスタマーハラスメントの基礎知識、体制整備の義務化に向けた取り組み及び対策

2 開催日時及び場所

令和8年1月20日（火） 午前10時から正午まで（午前9時30分受付開始）

知多北部広域連合（東海市しあわせ村保健福祉センター）2階 講義室

3 講師

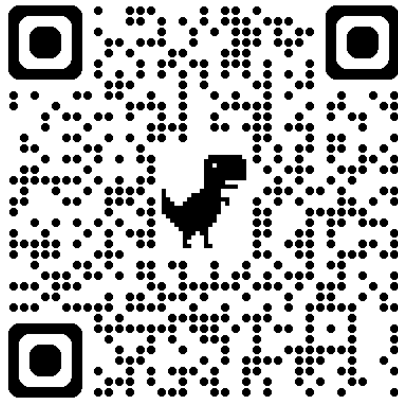
熊田法律事務所 熊田 均 氏

4 申込方法

令和7年12月19日（金）までに、以下の申込みフォーム（URLまたは二次

元コード)からお申し込み(先着順)ください。併せて、申込みと同時に、当該各研修を開催するにあたり、各研修の資料作成のためのアンケートがございますのでご協力ください。

[申込みフォーム](#)



知多北部広域連合 給付係
電話番号：052—689—2263
メール：kyuufu@chitahokubu.or.jp